

わたしは ダメサレナイ!!

第8話 インターネット不正融資

●監修 樋山 昌子 (ひやま・まさこ)

東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた詐欺事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか?ここで再現する巧みな話術に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫!」なんて甘く考えてはいませんか?実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



インターネット不正融資とは?

近年、パソコンだけでなく、携帯電話からインターネットを活用して、気軽にシヨッピングやサービスを楽しむ人たちが増えてきました。その一方で、インターネットのサービスに慣れ親しんだ消費者を騙す、悪質な業者が存在することも事実です。そのひとつに、インターネットを利用した不正な融資があります。利用者は、面倒な手続き不要という謳い文句に誘われて軽い気持ちでお金を借りるのですが、その後、「返済が確認できない」などと文句をつけられ、気付いたときには法外な利息の支払いを求められてしまいます。今回は、携帯電話を介した「インターネット不正融資」の手法をご紹介します。

ポイント① 不法業者でないか必ず確認を

そもそも安易に借入をすべきではありませんが、どうしても借入が必要になった場合、業者を細心の注意で選ぶ必要があります。このことは、インターネットを使う場合でも同じです。借入をする業者を絞り込んだら、まずそこが財務局や都道府県知事の登録業者かを必ず調べてください。貸金業の登録は法律で義務付けられています。無登録業者の利用はやめましょう。悪質業者は、融資を受けようとしている借り手の弱い心理を巧みにつき、「即融資」「その場で融資」「返済は相談OK」などのやさしい言葉を用意しながら、アクセスを待ち構えているので要注意です。

ポイント②

どんな少額でも利息計算を忘れずに
1000%以上の利息を支払うことも!?



「2、3万円程度の借金なんてどうだってことないんじゃないか」と思っていますか。それは違います。金額の大きさは関係ないので、悪質業者は、策を弄して法外な利息を融資した人々に支払わせ、それを収入源としています。

今回紹介した例は、2万円を貸して一週間後に5000円を利息として支払わせるものですが、この場合の利率（年率）はなんと1300%にもなってしまうんです。2万円の借金では、利息制限法が定める法定金利は20%が上限です。いかに不当で高額な利息を請求しているか一目瞭然です。

利息制限法から逸脱した利息を請求してくるこうした行為は、まぎれもなく違法です。判例では、著しい高金利の場合は利息も元金も支払わなくてよいとされています。しかしこのようにきちんと調べなければ、「5000円」という金額に惑わされて不当な利息を支払っていることに気づかないかもしれません。

〈参考 判例〉

●「違法金利で貸し付けるヤミ金融業者には、元本も返済する義務はない」とした判例 ↓札幌高裁（平成17年2月23日）

●「利息制限法と出資法の間のグレーゾーン金利について厳格解釈をし、利息制限法を超過する高金利の受領は容易に認めるべきではない」とした判例 ↓最高裁（平成18年1月13日）

ポイント3

アノ手コノ手の不当な取り立て

当事者がようやくおかしいと気づき、返済行為を止めたりすると、悪質業者はあらかじめ聞き出しておいた勤務先や実家など



そんなことを
何度か繰り返して
いくうち、もともと
少ない稼ぎの
生活は
いよいよピンチに

困った…。こんなに利子
ばっかり払ってると
お金なくなっちゃうよ



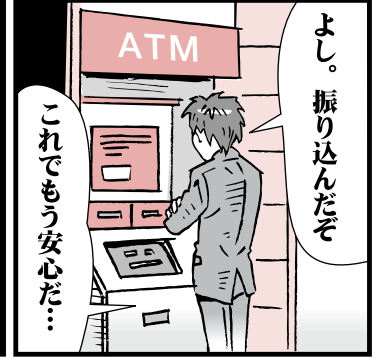
なんだか
この会社
オカシイ
ぞ!?



よし、決めた!
一気に全額返してしまおう!

もしもし、
お母さん?
ちよっと
結婚式が
続いて今月
ピンチなんだ。
お金借して
くれる?

あらそう、
じゃ今日だけよ



よし。振り込んだぞ

これでもう安心だ…

しかし…



鈴木さん
振込が
確認でき
ませんが!

えっ?
ちゃんと
振り込み
しましたよ

などこの言いがかりを
つけた督促はやまない



ブルブル
ブルブル

あーもう出ない!

ちよっ…



「メッセージを
再生します」
もしもし。
電話に出て
もらわ
ないと
会社やご実家に
電話させて
いただきますよ!

ええっ!

臆病な鈴木さんはまた
振り込んでしまい、
先の見えない請求が永遠に
続く毎日…そしてついに



鈴木、すげエ
借金してんだって…

美家にも
会社にも
バレちゃったよ
どっしょうじょ!!

あなた
何やってるの!?

この物語はフィクションです

に督促をする、または脅すなど、実に執拗な取り立てを続けます。
そして、元金を返金し、一切を終わらせようとしても、今度は「振込みが確認できない」などとして、「本当に振り込んだのですか」、もしくは「ちゃんと振り込まないと本当に実家や会社にも督促の連絡をする」などとさらに恫喝を繰り返すケースもあります。

ポイント4
法律をおさえよう
貸金の金利は「利息制限法」という法律で上限が定められています。10万円未満の場合は20%、20万円以上100万円未満であれば18%、100万円以上は15%が上限金利です。また「貸金業法」が改正され、2010年6月からは、貸付に当たり、トータル元利負担額等を説明した書面を借入者に事前に交付することが義務付けられます。その他にも借入の総額を規制することなどが施行される予定です。

インターネットの「手軽さ」を武器に、悪質業者が暗躍しているのです。安易な借金は慎むべきですし、やむを得ず融資を希望する際には、登録の有無や、元利金負担額等を説明した事前書面が交付されるのか等を確認するなど慎重に契約しましょう。

[詳しい情報は]
●金融庁HP
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/index.html>
●日本貸金業協会HP
http://www.j-fsa.or.jp/personal/contents/enlightenment/damage_index.html